

## プラスチックごみの分別・リサイクルについて

### 1 趣旨

ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大に向けて検討を進めます。

### 2 背景

- (1) 本市は、2050年温室効果ガス排出実質ゼロの達成に向け、2030年度の温室効果ガスの削減目標を50%としています。
- (2) 本年4月に施行された「プラスチックの資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法）」において、プラスチック製品のリサイクル制度が新たに構築されました。
- (3) 市の事業に伴い発生する温室効果ガスのうち、ごみ処理に伴うものは全体の約4割を占めており、そのうち約9割はプラスチック類を焼却することにより発生しています。

### 3 分別・リサイクルの拡大の概要

現在、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」に基づき、プラスチック製容器包装の分別・リサイクルを実施していますが、プラスチック資源循環法の施行を受け、これまで燃やすごみとして処理してきたハンガー、CD、文具、バケツ等のプラスチック製品についても対象となるよう、プラスチックごみの分別・リサイクルを拡大していきます。

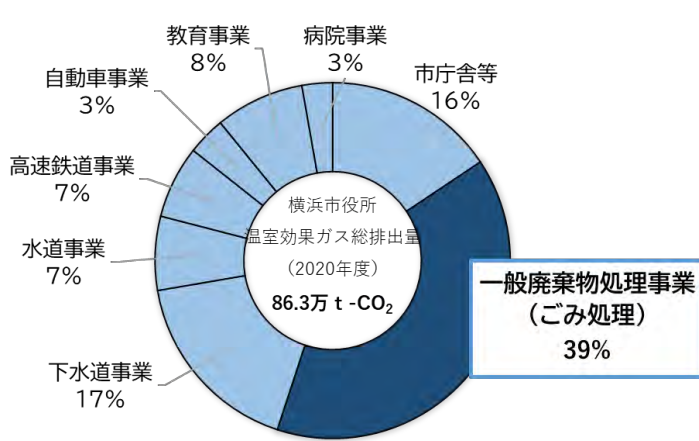
### 4 実施時期

分別・リサイクルの拡大の実施時期等の詳細については、現在検討を進めている新たな一般廃棄物処理基本計画で定めます。

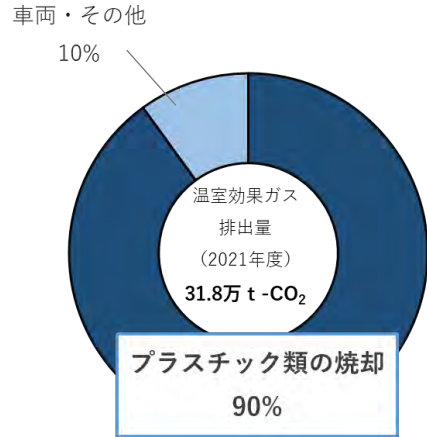
### 5 保土ヶ谷工場の最大処理能力の見直し

プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大を見据え、燃やすごみ量の減少が見込まれることから、再整備を進めている保土ヶ谷工場の最大処理能力を日量1,200トンから1,050トンに見直します。

【参考 1】本市における温室効果ガスの排出状況



市役所の事業活動により排出する温室効果ガスの内訳



ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスの内訳

【参考 2】プラスチックごみの分別・リサイクルの拡大における対象品目の例

プラスチック製容器包装

食品や日用品の包装など

分別・リサイクル実施済

プラスチック製品

ハンガー・CD・文具・バケツなど

分別・リサイクル拡大対象